

会 議 録

会議名	令和4年度第2回印西市地域福祉計画推進委員会 会議
開催日時	令和5年1月31日（火） 午前10時00分から午後12時00分まで
開催場所	市役所 農業員会会議室
出席委員	松山毅委員長、武田好子副委員長、近藤幸一郎委員、 三島木健委員、中村智恵子委員、山口茂委員、渡邊勝久委員、 安瀬多希子委員、白岩三郎委員、平野義明委員、森本光子委員、鈴木康弘委員 計12名
欠席委員	鈴木千夏委員 計1名
出席職員等	[事務局] 社会福祉課 堀越課長、斉藤課長補佐、坂巻係長、石井主査 高齢者福祉課 清水係長 障がい福祉課 川村係長
傍聴者	0名
会議次第 議 題	1 開会 2 議事 （1）第4次印西市地域福祉計画の重点施策について ①福祉総合相談窓口の設置 ②避難行動要支援者対策の推進 ③外出しやすい環境づくりの充実 3 その他 「印西市成年後見制度利用促進基本計画」について 4 閉会
配付資料	・会議次第 ・【資料1】福祉総合相談窓口の設置 ・【資料2】避難行動要支援者対策の推進 ・【資料3】外出しやすい環境づくりの充実（高齢者福祉課） ・【資料4】外出しやすい環境づくりの充実（障がい福祉課） ・「印西市成年後見制度利用促進実施計画」

会議概要・審議経過

1 開 会	
【事務局】	「令和4年度第2回印西市地域福祉計画推進委員会」を開会する。 議事資料の確認、会議の公開と傍聴について報告、会議の録音について
2 議 事	
【事務局】	議事進行については、本委員会設置要綱の規定により、松山委員長にお願いする。
【議 長】	皆さんおはようございます。本日は議題ですが、重要な議題が多くありますので、ぜひ關

達なご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いたします。それでは、議事に入ります。次第2 議事(1)第4次印西市地域福祉計画の重点施策について、①「福祉総合相談窓口の設置」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 議事について説明

【議長】 ただいま事務局からご説明いただきました。皆様からご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

【委員】 福祉の総合相談窓口について、窓口に行ける方は良いですが、私が住んでいる旧印旛地区、平賀学園台地区についてはお年寄り多い団地がありまして、印旛支所に行くバスも1時間に一本しかなく、そのバスに乗るには大通りまで出ないと乗れない状況。窓口に行くこと自体が困難です。各地区に窓口を置くことはできないでしょうか。

【事務局】 現時点では、本庁舎に一つ窓口を設けておりまして、令和7年に千葉ニュータウン駅圏の複合施設に設置する予定ではございますけれども、今後、各駅圏域に拡充できるよう、検討は進めていきたいと考えているところでございます。

【議長】 今、委員がおっしゃったような、現実的な課題として、やっぱりなかなか自分から相談に行けない人、どうするかっていうのは地域福祉の根本的な課題ではありますので、それはまた併せて、考えていくべき大事なテーマだと思います。

【委員】 民生委員もやっております、本当に近隣の身近な高齢者の方の相談を日々受けております。そういった方たちが市役所に行って相談するという事は、かなりハードル高いです。今は北部包括支援センターがありますので、とりあえず困ったら相談しましょうと案内をしています。あそこに窓口があることで非常に助かっています。それでもやはり土日はお休みとなりますので、ご相談については答えが出なくても、お話を聞かせていう形になっているのが現状です。もし、この相談窓口を増やすということありますけれども、相談を待っているだけじゃなく、窓口から、各地域の方に出張っていただきたい、私は思っております。

【事務局】 民生委員さんの役割として、近隣の住民の皆様からご相談等、多数お受けになられていると思います。民生委員さんからも構いませんので、市役所の方に出向くことが難しいのであれば、お電話でのご相談いただくなりしていただきまして、相談内容に応じまして、相談員が必要なところに適切につなげていくようにしていくこととなりますので、お気軽に、お電話等でもご相談いただければと思います。

【議長】 市の総合相談窓口はとりあえず本庁に1ヶ所設置し、対象は特にエリアはなく、市全域が対象となっています。そういう意味では本来の身近なところに相談に行けるというものではないのですが、お電話では対応できるということのようです。

【委員】 約300件の相談件数がありますが、相談内容はどのようなものですか。「その他」の件数が多いようですが、その内容についても説明をお願いします。私は支部社協で活動して

いる中で、例えば介護認定の相談があれば、大半を包括支援センターへ案内、紹介をしています。こちらの相談窓口はどのように周知されているのか、以上2点お願いします。

【事務局】

相談件数については、高齢者福祉、障がい福祉の内容が多くなっております。その内容ですが、高齢者福祉につきましては比較的多いものとしては、介護保険に関するご相談、交通移動に関する相談等がございます。障がい者についてのご相談、は、障害者手帳に関する相談、障がいを持つ児童の家族からのご相談等が多くなっております。その他の相談ですけれども、現在行っております、非課税世帯に対する給付金事業に関する問い合わせが多く、その他、税金や年金に関する問い合わせもでございます。また周知に関してのご質問ですけれども、広報やホームページには掲載はしていないんですけれども、窓口には「福祉の総合相談窓口」と看板を掲げておりまして、来庁者には目につくようにはしております。

地域包括支援センターについてでございますが、先ほど中村委員からもありました通り、民生委員さんが高齢者の相談に関しては、包括支援センターへということ、周知していただいておりますのでここ何年かで、包括支援センターの認知度については高くなったと、実感しているところでございます。

【委員】

今、各委員の方からご指摘あったのは本当にその通りだと思います。一応窓口は作ったとしても、そこに行かれない方或いは電話対応とおっしゃいましたが、高齢者の方は、受け答えや耳が遠い等、或いは電話すること自体に抵抗がありますので、なかなか難しいと思います。ただし、市の方でこういう相談窓口を設置したということは非常に評価されていると思いますが、実際に本当にそういう相談をしたい方、事務局からありました、民生委員の方でも広報紙を作って、身近な相談相手として民生委員はやりますのでどんなことでも相談してくださいと、PR、広報活動をしています。それはやっぱりそういう広報活動をする必要をすごく感じたからなので、市の方も窓口を設置した或いはニュータウンの方にまた設置するという形じゃなくて、先ほど言いましたように、やっぱり民生委員や地域包括に気軽に相談してくださいという旨のPRも非常に必要かなと思います。今いろいろご指摘あったことも踏まえて、今後なるべく、作ったからいいという形ではなくて、実質活動がうまくスムーズにいく方向で検討していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】

ただいまのご提案についてですが、相談につきましては、民生委員の方々や地域包括支援センターといったところと連携を取りながら漏れのない相談体制を作りたいというのが、市としても目標の一つでございます。市といたしましても、福祉の総合相談窓口ということで掲げさせていただいているものについては、現在の組織の中で、狭間のどこにも当てはまらない相談を断らない窓口を設置するということから、スタートをさせた経緯がございます。現在は試験的なサンプルを取っているところですが、今後は相談員の人数の増員を検討しております。しかし人選については、単純にその福祉部門だけ精通している方というだけでは対応しきれない状況です。やはり行政の内容も知りつつ、さらには福祉部門にも精通している方々でないと、この狭間の問題という事案の解決はできないというのが課題として見えてきましたので、今後はそういったことを対応できる人選、また広報に関する課題も踏まえながら検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

す。

【委員】 この相談窓口の設置について、計画に載せたことは非常に素晴らしいことだと思います。計画書28ページの②番に福祉サービス等に関する相談情報提供体制の充実ということが記載についてですが、今現在、印西市の広報等見ても或いは社会福祉協議会等の事業を見ても多くの各種相談窓口があります。私も社協の心配事相談をやらしていただいています。相談に来られた方が「あの窓口行ったらあそこ行け」と言われたというケースがかなりあります。そういう意味では市民の方もどこへ行って何を相談したらいいかを迷う状況があると思います。資料に相談窓口対応件数等の数字で表していますが、他の委員から意見がありましたとおり、内容を整理して定期的に窓口を持っている情報を共有することができるよう横断的な仕組みをこれから作っていく必要があるのではないかと思います。例えば各相談窓口でやられていることを、この市の包括窓口の部門が一括して集約するようなシステムを作る等、そして、またその情報を共有するようなシステムできればいいと思います。私は社協とか民生委員やらしていただいています。例えば小林地区の社協の事業という、高齢者の方への対応事業が非常に多くそちらに目が行きがちになりますが、この件数を見ても非常に障がいのある方からの相談件数が多いことが分かります。どういった相談内容であるかが分かれば、例えば社協の事業として何か事業展開できる可能性があるという事がわかってきます。それは社協だけではなく、他のいろんな地域福祉活動されている団体にも言えることだと思います。その点に関して、情報提供とその共有する仕組み作りがこれからは非常に重要であると考えています。

【事務局】 委員のおっしゃる通り、市としましても相談内容を種別に分けてとりまとめております。そういった相談の内容の種別ごとに、個人情報部分は出せませんが、本委員会会議の中で、皆さんにご提示して検討していただくということも検討してまいりたいと思っております。

【議長】 事例検討までいなくても、(ある事例について、総合相談の窓口ではどのような対応して、) 相談を受けるということは当然その支援につなげる受け皿がなければいけないが、当然公的な部分だけでは支え切れなところがあり、地域の協力者の方々の支援も必要になってきますので、例えばこういう事例があるが、どのようにつなげていくかを委員の皆さんにご意見をはかると、ここは地区社協がこのような働きをする、民生委員さんをこうする等、様々な意見が出てきて、また活かしていけると思いますので、始まったばかりではありますが、ぜひこの委員会会議もそのように活かしていただけると、なお良いと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 受けた相談について、この総合相談窓口で完結までさせるかどうかについては、関係部署の担当係長会議を開催しまして、検討させていただきました。その中で、総合相談窓口の担当職員がすべてその相談を受けて、完結までとなりますと、担当課の役目がなくなってしまい、担当課まで到達せずに、総合相談窓口すべて抱えてしまうことになってしまうということで、現時点では、総合相談窓口は断らない、受けとめる窓口、そして、必要などころにつなぐというところで組織づくりを始めさせていただきました。今後ニュータウンの複合施設に、もう一つ相談の窓口を設ける予定であり、その後、相談窓口を圏域ごとに設

置していくことは、構想の中にございます。ただそれが地域包括支援センターと統合させていくのか、さらには地域包括支援センターだけでは、高齢者主体になってしまうこともあり、子供や障がい者も含めた展開について、次期の地域福祉計画の中での検討課題ということで考えております。

【委員】 他の委員と同意見ですが、まずこの相談窓口の認知度がどの程度あるのかという問題があると思います。また、総合相談窓口まで行けない方に対して出前でやっていただくということはできないでしょうか。出前で相談窓口があるということに関係者も集まって一緒にPRし、またそこから出てくる課題等を協議していくような仕組みを提案させていただきます。

【事務局】 大変有効な手法であると、私ども認識しておりますが、人の配置、予算、それから、誰でも良いというものではございませんので、そういったところも含めて検討させていただければと思っております。

【議長】 こちらから出向いていくという手法、最近アウトリーチと言いますが、重要な手法と思いますので、今後検討していく必要と思いますので、よろしく願いいたします。このような窓口はまず作られたということが第一歩として、委員の皆様からもございましたとおり推進委員会として評価すべき点であると思います。改めてこの総合相談窓口について、事務局からもありましたとおり、ワンストップで断らないということは最後まで抱えるという事ではないです。包括支援センターや障害者基幹相談センター、子育て世代包括等にそれぞれ包括的な相談窓口があり、現状ではそういった窓口が縦割りになっております。そういった窓口を横断的につなぐことが総合相談窓口の断らない相談、ワンストップの相談の意義となります。総合相談窓口と各種包括窓口、各法律や事業と結びついているものとの関係性、市において総合相談窓口をどのような位置づけとするのか、システムをどのように構築するのかについては今後の課題となってくると思います。

専門的な立場からの意見として、総合相談窓口の機能について、具体的に議論していく必要があると思います。私も他市において、総合相談に関する包括的な相談に関する事業に携わっており、ワンストップサービス窓口の難しい点については、相談された内容をアセスメントできる機能、相談内容をつなぐだけではなく、相談内容からその方が抱えている課題をある程度抽出して、どこにつなぎ、どのように振り分けできる機能、この点がとても難しく思います。税金や給付金の相談があった場合、ただ給付金窓口につなぎ、税の手続きをするのではなく、なぜ税金払えないのかというところを辿ると実は介護の問題や貧困の問題、障害の問題等が見えてきます。そういった内容を拾い出し、整理をし、しかるべき支援機関に繋いでいくことが、総合相談窓口の役割であると思います。この総合相談窓口配置する相談員の質というのは確かに重要となります。そういう意味で、広く浅くアセスメントできる機能、アセスメントできる専門性を持った支援員を置くという事、例えば、印西市の圏域ごとの包括支援センターに窓口を設置し、相談すると問題点がある程度整理されて、しかるべきところにつながり、その先でもあらかじめアセスメントされるものを含めて、支援をしていくというような形でこの総合相談窓口と他の包括の相談の窓口の住み分け、総合相談窓口の機能を明確にしていくということを次年度以降、研究していただきたい。その結果、総合相談窓口が単なる総合案内ではなく、やはり相談機能を持たせるということが大変重要となりますので、そういう意味ではこれが第一歩だと思いま

すし、委員の皆様からご指摘いただいたところだと思います。

その中で、地域の民生委員、社協のサービスや取り組みにつなぐといった、そういうことも実は、総合相談の方からつなげていくことになってくると思います。ぜひ個々の事例を通して、我々に何ができるかを委員会でも検討していきながら、その受け皿として住民ができることを提案し、支えていける仕組みづくり、その要に総合相談という、断らない相談窓口ができるところに意義があると思いますので、その辺りの整理を明確化した上で、市民の方々に周知していただけると良いと思いました。今後もこの仕組みについては、また我々も引き続き関心持って、お話を聞いていきたいと思っておりますので、またいろいろご意見、また議題として諮っていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。他にご意見ありますでしょうか。

【委員】 特になし

【議長】 議事の一つ目を終わらせていただきたいと思っておりますので、二つ目の議題に進めさせていただきます。二つ目が、②番、避難行動要支援者対策の推進ということで、では事務局の方からご説明よろしくお願ひいたします。

【事務局】 議事について説明

【議長】 ご説明ありがとうございました。皆様の方からご質問ご意見等ございますでしょうか。

【委員】 避難行動要支援者計画は法律で定められて、日本全国で展開されていると思っておりますが、いざ災害が起きたときに我々はどう行動すべきかという基本的なところを整理して、一般の方に周知する必要があると思っております。

まず災害が起きたときにまずは自分の身とそれから家族の安全を確認してください、その後、隣近所のお宅の安全を確認してくださいと、それで問題なければ、そこにとどまるのか避難をするのか考え、避難をするときに要支援者をまずは念頭に置いて行動してくださいとなると思いますが、その前に地域のコミュニティづくりが重要となると思っております。隣の方がどんな方が住んでおられて、どういう環境なのかというのを常に密にしておくということが非常に重要であると思っております。

今現在、市は大変苦勞されていると思っておりますが、町内会自治会を多く作っていただけて市民の方が交流できる場を多く作る等、そういったところからの取り組みが必要であると思っております

また、個別計画作成を委ねる町内会自治会等の各団体の中で、役員が1年で変わる等、継続性がないという課題については、根本的に解決していかないと個人的には本計画は進まない状況にあると思っております。

基本的に市民同士の繋がりをつくるような機会を設け、併せて要支援者の避難計画を進めるということをしていかないとなかなか実態としては進まないというのが現状であろうと思っております。

10年も以前から実施されていることで、なかなか進まないことには何か原因があると思っておりますので、各関係団体等とも話し合いながら原因を突き詰めて、より具体的な方向に進んでいければ良いと思っております。

- 【事務局】** 委員おっしゃる通り、現在、ニュータウン地区については、自治会ができていないところ、自治会ができていても加入率がだんだん下がってきている地区がございます。また自治会の高齢化の問題等もあり、現時点では避難行動要支援者の個別計画作成の課題となっております。
- その中で今現在できる範囲内で、どのように避難行動要支援者計画を進めていけるかを検討しており、現時点で今既存の自治会や自主防災組織に災害はいつ起こるかわかりませんのでできる範囲内でのお願いという形で、進めているところでございます。
- 【委員】** 民生委員を11月までさせていただいて、民生委員を経験して感じたことは、私自分の地区では、どの地域に高齢者がお一人で住んでいるか等の情報は、民生委員になる前から、ある程度の情報として持っていました。何かあったときに、支援する必要があると思っていましたが、実際に見守りカードや要支援者の名簿等をいただいて、隣の地区の方を支援するとした場合に避難先が分からず、支援することは困難であると感じました。そうしますと、やっぱり地域の大事な繋がり、普段の集まりというのが大変重要だと改めて思いました。市からの依頼でそういった繋がりを持つことは大変困難であると思います。私の地区は23世帯しかいないので、何かやる時は全員がほとんど集まります。例えば、イノシシの防除のための電線を張る時にしても、田んぼを持っていない家の人にも出てもらい、作業をしてもらいます。先ほど同意者名簿を受領している団体が44%という説明がありましたが、この計画が何の役に立つのかということをきちんと広めていって、いざという時のために、いつかは自分のその身に起こることを、私たち一人一人が自覚していかないと難しいと改めて思いました。1人でもその気持ちが伝わり、大きくなっていく。年数は掛かるとは思いますが、そういう事を広げることによって街が良くなっていくと思います。
- 【委員】** 地域の問題については、他の委員と同じ意見ですし、自治会の運営そのものも、今各地区で問題になっていると思います。この件について確認させてください。自治会その他を巻き込み、地域を皆さんで災害時は助け合いのシステムを作ることについては、非常に良いと評価しますが、この要支援者の要件がいくつかあって、名簿の作成をするために対象者全員に、これについて同意するかということで文書を通知していると思います。通知については毎年実施していますから対象者が増えていると思いますが、民生委員として感じていることは、市からそういう文書の通知があり、提出してくださいと言われたから提出したという方が、結構多いです。自分は避難できるし、一緒に住んでいる人もいる方など、或いは昨年提出していなかったら、今年も通知があったので提出しなくてはいけないと思い提出した等。そういった方に対して民生委員は、同意書を提出した皆さんの状況を確認するために地区をまわりますが、ほとんどの方が支援の必要ない方が多いです。実際に支援が必要な方もいましたので、その方については個別計画を自治会と一緒に作成でき、災害時は個別計画に基づき、協力者の方がその方の避難行動に支援をする形になると思います。懸念点は、同意をした書類はそのまま継続しており、本来は支援が必要な方も同意書が提出されたまま、自治会に受領していただいている名簿には登録している形になりますし、自治会が名簿受領の意思を示していない以上、今後、個別計画が必要な方についても、民生委員としてはなかなか関われない状況にあります。民生委員は自治会、自主防災組織の個別計画作成の協力者となっておりますので、自治会などが名簿を受けていないと、

普段の見守り調査については関わりますが、災害時云々というところや登録した方についても、自治会が名簿受領していないので、民生委員独自に関わりにくい部分もあります。現状、自治会が名簿を受けてない時の民生委員の動きがわからず、支援があまり必要ではない方に対して毎年、状況に変更はないか、同意を取り下げる、個別計画の作成まで進めるなどを本人の意向を確認する必要があると思います。現状、市はそこまでできていないと思います。そうしますと同意者名簿の対象者は増え続け、また自治会が名簿受領していないと民生委員も動きづらいという現状があります。避難支援が必要な方の対象というところも、何か曖昧になっているように思いますので、検討していただきたいと思いました。

【事務局】 委員ご指摘の自主防災組織、自治会が名簿を受領していないが、同地区の民生委員さんが名簿を受領しているケースにつきましては、民生委員さんの負担なども考慮しつつ、民生委員理事会と協議させていただき、検討して参りたいと考えております。また同意書、名簿が増え続けてしまうという現状の課題ですが、同意者名簿記載のある方については、抹消したい旨の申出書をいただいております。但し、周知も含めて機能してないということであれば、関係各部署担当者レベルで会議も設けておりますのでその中で再度検討して参りたいと考えております。

【委員】 二点ほど、市に対してお尋ねします。まずピックアップされた要支援者の方のうち、同意された方は何%ぐらいになりますか。それからもう一点、自治会等で名簿受領していない、受け皿がないところで同意書提出された方に対してはどんな対応をされるお考えでしょうか。

【事務局】 同意されている方のパーセンテージですが、要支援者約8000人に対して通知しており、同意いただいている方が2234名となりますので、約27%の方から同意いただいております。基本的に自主防災組織、自治会がない地区につきましては、災害対策本部が最終的な受け皿となっておりますので、対応をしております。ただその中で、災害の際には対応できる地域については、支援のお願いをしていく計画となっております。

【委員】 受け皿ない地区についての案内は、どのようにご本人に伝わっていますか。また同意されていないという理由は何か、データとして収集していますか。その点で教えてください。

【事務局】 同意されていない理由については把握してはございません。ただし、同居されている家族がいるなど、避難支援を特に必要としないということで、同意をいただけていないものと認識しております。

【委員】 私はこのシステムは評価したいと思います。その中で住民の皆さんにこういったシステムありますという周知がされていないのではと思います。ですから同意者名簿を受領しない自治会が多いと感じております。私のマンションは、自治会の役員は輪番制になっており、1年に1回自治会役員が変わります。この避難支援計画について、前自治会長が次の自治会長へ引き継ぐことが大変難しいと思います。次の自治会長さんが誓約書兼受領書を書

かなければならないということについて、もう少し説明をいただかないと新自治会役員には伝わらないと感じております。また協力員については、地域に住んでいる人が協力員になると思いますので、そういった内容が自治会長に伝わるとそれが地域に伝わって、地域の住民が協力員になると思いますので、周知の仕方を検討していただけたらと思います。

【事務局】 自治会への説明につきましては、要望あれば、こちらから防災課、福祉部局がお伺いし、説明させていただき周知を図っておりますので、よろしくお願い致します。

【委員】 今まで民生委員をやらせていただいて、今期で退任し、後任の民生委員さんに対し、システムの説明をしていますが、伝えることが多く引継ぎが困難です。可能であれば、毎年、自治会町会において、説明、周知していただけると繋がっていくのではと感じています。

【事務局】 自治会の担当部署である市民活動推進課と連携しまして、自治会連合会の会長及び役員会に当たるものに参加させていただいて説明をさせていただこうと考えております。

【議長】 改めて、避難行動要支援者の仕組みをなぜ作ったのかということから、もう一度考える必要があります。全国的にもこの避難行動要支援者計画を市町村が作り、行政は住民台帳等々の情報からピックアップは可能です。ところが今、他の委員の意見であったように、同意した人が支援されるようになっているのかということ意見が出てきます。その一つの理由に受け皿な問題です。前提はやっぱ自治会とか自主防災っていう受け皿を前提にこの仕組みが考えられており、その受け皿が崩壊している中で、それに変わる仕組みをどのように作るかを検討していく必要があると思います。災害があった時にどうするかということの目的のために、自主防災組織を作りますとした方が説明はつくと思いますが、その組織作りもなかなか難しいです。市としてはこの名簿をピックアップして同意を取り、その名簿を自治会、自主防災組織に受け取ってもらい、ただ、受け取らない地区が半分以上あり、そういった地区については市が対応と言うが、本来災害のときに、市は対応することは難しい。身近な地域の中で助けに行けないとなると、先ほど他の委員からも意見がありましたとおり、本当は地域において、そういう方は把握していることが多いと思います。昔でしたら、どこの誰が心配だとか、何もしなくても気になっていた人たちが現在はプライバシーの問題や、繋がりが薄れたことで、あえてこういう仕組みを作り意図的に困っている人たちにアプローチしていく仕組みを作ったという流れがあるので、議論されているように、支援者ありきではなくて、改めてもう一度地域の中で、助け合う、支え合うというのは、どういうことだろうかということから考えていきながら、その中で災害があったときにどうするか、日頃から人間関係ない人がいきなり助けに行っても難しいということから、日頃からの見守りとか人間関係構築していくことが、恐らくはこの避難行動要支援者計画の一番の狙いであると思います。

印西市では、どのような災害が想定されているのか。例えば、平賀地区では、避難行動支援者名簿を作成したとして、どんな災害があったら、地域の人達を避難させるだろうか。例えば津波が来そうな地域、洪水がありそうな地域でしたら、おそらく計画を作る必要性はあるが、災害があまり想定されてない地域ですと、この計画を作ることそのものの必要性があんまり感じられないと思います。ですから、そういったことについて、もう一度改

めて考えていかないと、受け皿がない等の課題で頓挫してくると思いますので、この計画は進めながら、今意見のありました議論、焦点化されたところがいくつかあったと思いますので、引き続き議論していくということと、大変ではありますが毎年毎年、繰り返し同じ説明を地域に向けて実施していく必要があると思います。5年10年続ければ、一回り二回りすることで浸透してくると思っております。今後も引き続き、事務局からは進捗についてご報告いただきたいと思っておりますし、我々に何か協力して欲しいということであれば、ぜひまた議題を出していただいて、自治会町内会の他の受け皿づくりをどうするべきか、受け皿がない地区にはどのようにしていくかなど、議題にさせていただければ、委員皆さんから、また意見を出せますので、ぜひそういう形でこの委員会を利用させていただければと思います。

三つ目の議題に移ります。「外出しやすい環境づくりの充実」について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

【高齢者福祉課】 議事について説明

【障がい福祉課】 議事について説明

【議長】 ご説明ありがとうございました。今の説明で何かご質問ご意見等ございましたよろしく願いいたします。

【委員】 資料4について、個別の案件で申し訳ありませんが、教えていただきたいことがあります。福祉タクシーの利用ですが、福祉施設を利用している事業者は使えないという認識でよろしいですか。(個別ケースの内容)

【障がい福祉課】 申し訳ございませんが、個別のご相談につきましては、お帰りの際にお立ち寄りいただければ、担当がご相談をお受けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【委員】 私は社協として、外出支援をしています。いつも利用されている方の声としては、なぜ買い物には使えないのかと。買い物に使えたら、利便性は上がるというお言葉をいただいています。

【委員】 外出支援の現状としては、高齢者と障がい者の割合で言いますと、高齢者が4割、障がい者1割となっております。現状は買い物にも使えないということになっておりまして、本来の外出支援サービスは通院の手段として利用していただいております。ボランティアさんによっては、院内介助もやっただいている状況です。長年利用していただいている方も、年数が経ちますと、身体機能が落ちてきて、トイレの介助が必要という方も出てきている現状ですので、社協としてもそのことについて、課題になっています。付き添いのヘルパーにお願いできないかということで、そういう方についてはケアマネージャーにも相談しますが、その方の限度額等の問題もあって、致し方なく、ボランティアさんに負担が掛かってしまっており、極力そういったケースには職員が対応するような配置は心がけてはいますが、そのような問題も出てきているというのが現状です。

【議 長】 実際この福祉タクシー等の外出支援で、件数や人数の記載はありますが、実際どれぐらいの事業費で実施されているのでしょうか。なぜ、このようなことを聞いたかと申しますと、外出支援という事業はとても重要であると思うからです。確かに通院等の移動手段がないということ困りますので、タクシー券やバスの無料券があることは確かに助かることですが、日常生活で困っている事はやはり買い物などであり、民間の社協がボランティアで実施している外出支援事業もありますが、それも買い物には利用できない。一方では、高齢者の免許返納の問題もある中、外出支援事業にお金をかけるといことをどう考えるか。現状、タクシー券は上限1000円で30枚となっておりますが、どの程度利用されているか、利用しやすいものに変更することによっては、どの程度の予算となるかわかりませんが、全体の予算からとしたら、実はそれほど大きい金額じゃないと思います。印西市だけじゃなく、県などにも要請するなどして、外出しやすくするような仕組みを検討していくことによって結果的には安全で安心に暮らせるといった、そういった仕組みに発展させていくことも可能なのではと思います。一つは民間のボランティアさんを活用し、あとは、社会福祉法人などが買い物バスを出してくださってということもあり、市民の方々が、安全で安心に移動できる、外出できるという仕組みがおそらくこの計画の環境づくりというところになってくると思います。当然バリアフリーも環境づくりとなってくるでしょうし、そういった仕組みづくりにつなげていただけると、大きな目で見ますと、そういうことに繋がりますかと思えます。市単体ですと、難しいと思いますが、実際の事業費はそれほど大きくはないと思います。但し、税金をどの事業に充てるかについては、市の方針があると思います。逆に、印西市には電車ありますが、順天堂大学がある印旛地区や本埜地区については、交通の便が悪いので、外出支援事業を充実させることによって、住民サービスとして売りになるのではと思います。意見ありますので、特にご回答は結構です。

その他、この件につきまして皆様からいかがでしょうか。全ての議事については終了とさせていただきます。ありがとうございました。

【進 行】 委員長、議事進行ありがとうございました。それでは続いて、次第3 「その他」についてですが、第4次地域福祉計画と同時に策定しました「印西市成年後見制度利用促進基本計画」について、説明させていただきます。

3 その他

【事 務 局】 「印西市成年後見制度利用促進基本計画」について説明。

【進 行】 ただいまの説明に関しまして何か皆様からご質問等ございますでしょうか。

【委 員】 権利擁護、特に認知症の問題も含めて、また障がいのある方々の成年後見の利用促進も含めて、これから大変重要な課題になってくると思いますので、この利用促進、どのように利用を促していくかというの、本当に必要な人がなかなか利用できてない現状も多くありますので、今後この印西市の中で必要とする方が本当にきちんと適切に成年後見制度を利用できるような仕組みづくり、相談も含めて、仕組みを構築していくことが今後、この中核機関を含めて、整えていくということですので、期待し

ていきたいと思っております。この中に市民後見人の養成が始まり、社協が受託をされると記載されていますが、令和4年度からスタートするという事で間違いありませんか。

【委 員】 令和4年から市民後見人周知のための講座を社協が受託しております。

【委 員】 法人後見については、すでに始まっている記載がありましたが、やはり権利擁護、ご本人がどういう暮らしをしたいのかということや地域でどのように支えていくのかについて、専門職の後見人の数が非常に限られていて、その中で法人後見、市民後見の重要性が指摘されていますので、印西に住んでいる方々が、成年後見に至る前の段階、保佐や補助の段階から日常生活自立支援も含めて、詐欺の問題などもありますので、きちんと意思決定を支えていく仕組みづくり、先ほどの外出支援と同様に安心して暮らせる、安全に暮らせるという意味で、大変重要となってくると思っていますので、ぜひ引き続き、担当課には進めていただけたらなと思って聞いておりました。期待しております。

【進 行】 ありがとうございます。
他に何かご意見ご質問等はよろしいでしょうか。
それでは、印西市成年後見制度利用促進基本計画についての説明はこれで終了とさせていただきます。

4 閉会

【事 務 局】 「令和4年度第2回印西市地域福祉計画推進委員会」を閉会する。

令和4年度第2回印西市地域福祉計画推進委員会会議の会議録は事実と相違ないことを承認する。

令和5年2月24日

署名委員 三島木 健

署名委員 近藤 幸一郎
